

# 日高川町福祉バス・タクシー券のお知らせ

高齢の方や障害のある方の外出を促進し、福祉の向上を図ることを目的とした福祉バス・タクシー券の交付申請を受け付けます。**平成31年度から1回の申請で1年分の20枚(10,000円分)を交付します。従来の追加申請は必要ありません。**

## ■枚数と金額

1枚500円 × 年間20枚(10,000円分)交付  
 ※1回の乗車で何枚でも使用できます。(おつりはありません)  
 ※券の有効期限は、平成32年3月31日までとなります。

## ■対象者

- ①町内に住所を有する在宅の方で、次の手帳の交付を受けている方
  - ・身体障害者手帳 1級、2級
  - ・療育手帳
  - ・精神障害者保健福祉手帳
- ②70歳以上の運転免許証を自主返納された方で運転経歴証明書の交付を受けている方。
- ③町内に住所を有する在宅の方で、自動車の運転免許証を取得していない満70歳以上の方のみで構成された世帯に属する方。または、自動車の運転免許証を取得していない満70歳以上の方と上記の手帳等の交付を受けている方のみで構成された世帯に属する方。

## ■手続き方法

交付を希望される方は印鑑と手帳等(①及び②の方のみ)をご持参の上、役場保健福祉課または各支所に申請してください。

## ■受付期間

平成31年3月20日から、随時受付をします。  
 申請書を受付し、審査の上、認定した方に福祉バス・タクシー券を郵送でお送りします。券には有効期限がありますので、毎年申請していただく必要があります。

■お問合せ 保健福祉課 ☎22-9041 / 中津地域振興課 ☎54-0321 / 美山地域振興課 ☎56-0321

# 林地台帳の運用開始について

森林の土地の所有者や林地の境界に関する情報などをまとめた林地台帳の運用が、平成31年4月1日から開始されます。

林地台帳は、森林施業集約化や適切な森林整備に活用することを目的としたものです。  
 ※林地台帳は、適切な森林施業の実施又は森林施業の集約化に資するための資料であり、所有権、所有界、面積、土地に関する諸権利について証明するものではありません。

■閲覧方法 窓口で申請することで、誰でも閲覧できます(個人情報を除く)。

■情報提供 森林の土地所有者など一定の条件に該当する方は、個人情報を含む情報提供を申し出ることができます。

■お問合せ・閲覧先 林業振興課 ☎56-0324

## ■広告

未来に夢を\*情熱を...  
愛と貢献の可能性/感謝

お子エック! ホームページは、  
<http://www.komaba-k.com>  
facebook ページも見てね!

おうちの  
困り事・悩み事  
お聞かせ下さい!

**株式会社駒場工務店**  
日高郡日高川町高津尾1400  
Tel:0738-54-0314 Fax:0738-54-0185

# 軽自動車税の課税基準日は4月1日です



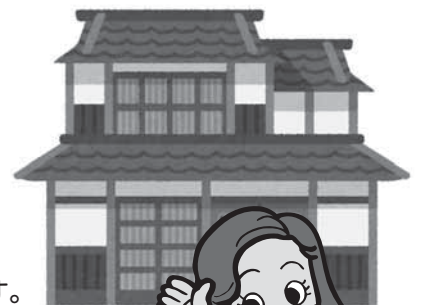
軽自動車税は、その年の4月1日に軽自動車をお持ちの方にかかる税金です。名義変更や廃車などのお手続きは、4月1日以前に行ってください。手続きをされないと、いつまでも軽自動車税が課税されます。ご注意ください。

スクラップや廃品回収に出すときは、ナンバープレートを取り外し、廃車届の手続きを確実に行ってください。古くなって使用しない農耕用トラクターやバイクも、同様に廃車届を提出してください。

※現在お持ちの農耕用(乗用)のトラクターやコンバイン、フォークリフトなどの小型特殊自動車にナンバープレートが付いていないものがありましたら、すみやかに申請し、交付を受けてください。

■お問合せ 税務課 ☎22-8841

# 空|き|家|情|報|募|集|中



日高川町では、移住者向けに  
賃貸・売買が可能な空き家の情報を募集しています。

- 空き家情報を登録いただくことで、町の担当者が入居希望者との仲介をいたします。
- 改修工事・家財等のお片づけには補助金があります。  
(「町外からの移住者が入居する場合」などの条件があります。)
- 「うちの空き家が使えるかどうかわからない…」という方も、まずはお気軽にご相談ください。
- 移住者を受け入れることで、空き家の保全のみならず地域の活性化にもつながります。

■お問合せ 企画政策課 定住促進室 ☎23-9511

# こころの健康 ~3月は自殺対策強化月間です~

誰もが陥るおそれのあるこころの病。  
実はがんや糖尿病、心疾患より多くの方がこころの不調にかかります。

**Q1** 心の病気は患っている人が多く家庭や学校、職場へ与える影響も大きいのですが身体の病気に比べ早い時期に治療を受けていないのはなぜでしょう?

心の疲れやバランスの乱れは誰にでも起こるので病気がどうかもわかりにくいのです。

身体の病気と同じように身体や心の疲れから誰でも心の病気になることを正しく理解してなるべく早く専門家に相談してみるのが大切です。

どんな病気も早期発見、早期治療で健康を取り戻せます。

**Q2** どこに相談したらいいですか?

守秘義務を持ちさまざまな保健医療福祉制度などにも詳しい相談専門職が保健所、役場、医療機関(心療内科や精神科メンタルクリニック)にいますのでお気軽にお尋ねください。

## ■相談窓口

- ◆御坊保健所 保健福祉課 ☎22-3481  
☆嘱託医(精神科医)による、こころの健康相談があります。
- ◆保健福祉課 ☎22-9041 / 中津支所 ☎54-0321 / 美山支所 ☎56-0321
- ◆かかりつけ医に相談 相談してみると考えが整理でき、少しでも気持ちが落ち着きます。

## ■身近なところはちょっと...という場合は

- ☆こころの健康統一ダイヤル(厚生労働省) ..... ☎0570-064-556
- ☆こころの耳電話相談(厚生労働省) ..... ☎0120-565-455
- ☆自殺予防いのちの電話(日本のいのちの電話連盟) ..... ☎0120-783-556
- ☆みんなのメンタルヘルス総合サイト(厚生労働省)

<https://www.mhlw.go.jp/kokoro/> こころの不調や病気になる情報サイト  
ひとりで悩まずお尋ねください。

■お問合せ 保健福祉課 ☎22-9041